

建築基準法（昭和25年法律第201号）第48条第15項の規定により、次のとおり公聴会を行う。

令和7年2月7日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 公聴会の期日

令和7年2月17日（月）午後3時00分から

2 公聴会の場所

静岡県熱海総合庁舎 第3・第4会議室（静岡県熱海市水口町13-15）

3 許可しようとする建築物の計画

建 築 場 所	静岡県熱海市小嵐町1557-32	
用 途 地 域	第二種住居地域	
建築物概要	用 途	店舗併用住宅（クリーニング取次店及びドライクリーニング工場）
	構 造	鉄骨造
	規 模	3階建て 延べ面積240.75㎡

4 当事者の住所及び氏名

静岡県熱海市小嵐町9-3

有限会社ロイヤル 代表取締役 永沼 浩樹